

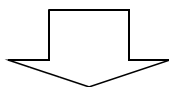
役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について

・公表の経緯について

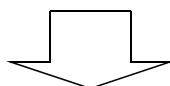
《国立大学法人》

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(H20.11.14閣議決定)

- 4(4) 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。(以下略)



国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)を策定(H17.2.7)(改定:H18.2.22, H19.2.20, H20.3.18) 今年度は改定なし



各国立大学法人等及び文部科学大臣がホームページで公表
(財務諸表の提出時期)

国立大学法人秋田大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	平成20年4月から報酬を月額(364,000円)から日額(46,500円)に改定
監事	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,970	千円 12,792	千円 5,178	千円 0 ()	4月1日		
A理事	千円 13,335	千円 9,408	千円 3,808	千円 119 (通勤手当)	4月1日		
B理事	千円 13,216	千円 9,408	千円 3,808	千円 0 ()	4月1日		
C理事	千円 13,357	千円 9,408	千円 3,808	千円 141 (通勤手当)	4月1日		
D理事	千円 13,246	千円 7,460	千円 3,919	千円 156 (扶養手当) 1,049 (異動保障手当) 51 (寒冷地手当) 611 (単身赴任手当)			
E理事 (非常勤)	千円 1,302	千円 1,302	千円 0	千円 0 ()	4月1日		

A監事	千円 9,962	千円 7,848	千円 2,114	千円 0 ()	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 2,954	千円 2,954	千円 0	千円 0 ()			

注1:「異動保障手当」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「」は、役員出向者(独立行政法人等の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き当該役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

人件費管理は、部局別等の配分は行わず全学管理(人件費予算総額管理)とし、中期計画の予算、収支計画及び資金計画における人件費見積額の範囲内で、人事院勧告等を考慮し、その効率化を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績の評定結果を基に、当該結果に応じた勤勉手当支給割合の増減、昇給及び昇格・降格の措置を実施する。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、支給割合及び支給額を決定する。
昇格・降格	昇格:従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績が良くない場合、下位の級に降格させることができる。
昇給	(1) 毎年1月1日に、同日前1年間に於ける職員の勤務成績に応じて行うものとし、職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、昇給判定期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として、一定の基準に従い決定することができる。 (2) 職員が職務上特に功績があった場合、表彰又は顕彰を受けた場合に(1)に準じて昇給させることができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

・附属病院の夜間・休日における診療業務に対する手当を20,000円から診療業務の従事形態に応じ、10,000円から40,000円までに区分

・附属病院における診療業務が時間外に及んだ場合の手当として、特別診療加算手当(2,000円～10,000円)を新設

・異動保障手当の支給割合は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成20年度における暫定的な支給割合を設定(1～2.5%引上げ)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,131	43.9	6,661	4,824	32	1,837
事務・技術	265	43.3	5,533	4,033	47	1,500
教育職種 (大学教員)	476	47.6	8,257	5,937	25	2,320
医療職種 (病院看護師)	258	37.8	5,011	3,665	25	1,346
技能・労務職種	6	58.0	5,602	4,081	58	1,521
教育職種 (附属高校教員)	20	40.6	6,951	5,120	80	1,831
教育職種 (附属義務教育学校教員)	44	43.8	6,980	5,112	45	1,868
医療職種 (病院医療技術職員)	57	41.9	5,492	3,984	34	1,508
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					
指定職種	3	56.8	13,317	9,509	24	3,808
非常勤職員	146	34.6	3,497	2,822	30	675
事務・技術	19	54.6	3,847	2,848	57	999
教育職種 (大学教員)	2					
医療職種 (病院医師)	43	35.5	2,882	2,882	19	0
医療職種 (病院看護師)	64	26.5	3,648	2,724	31	924
技能・労務職種	5	53.7	3,863	2,853	54	1,010
医療職種 (病院医療技術職員)	13	33.7	3,675	2,740	18	935

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、作業員等を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

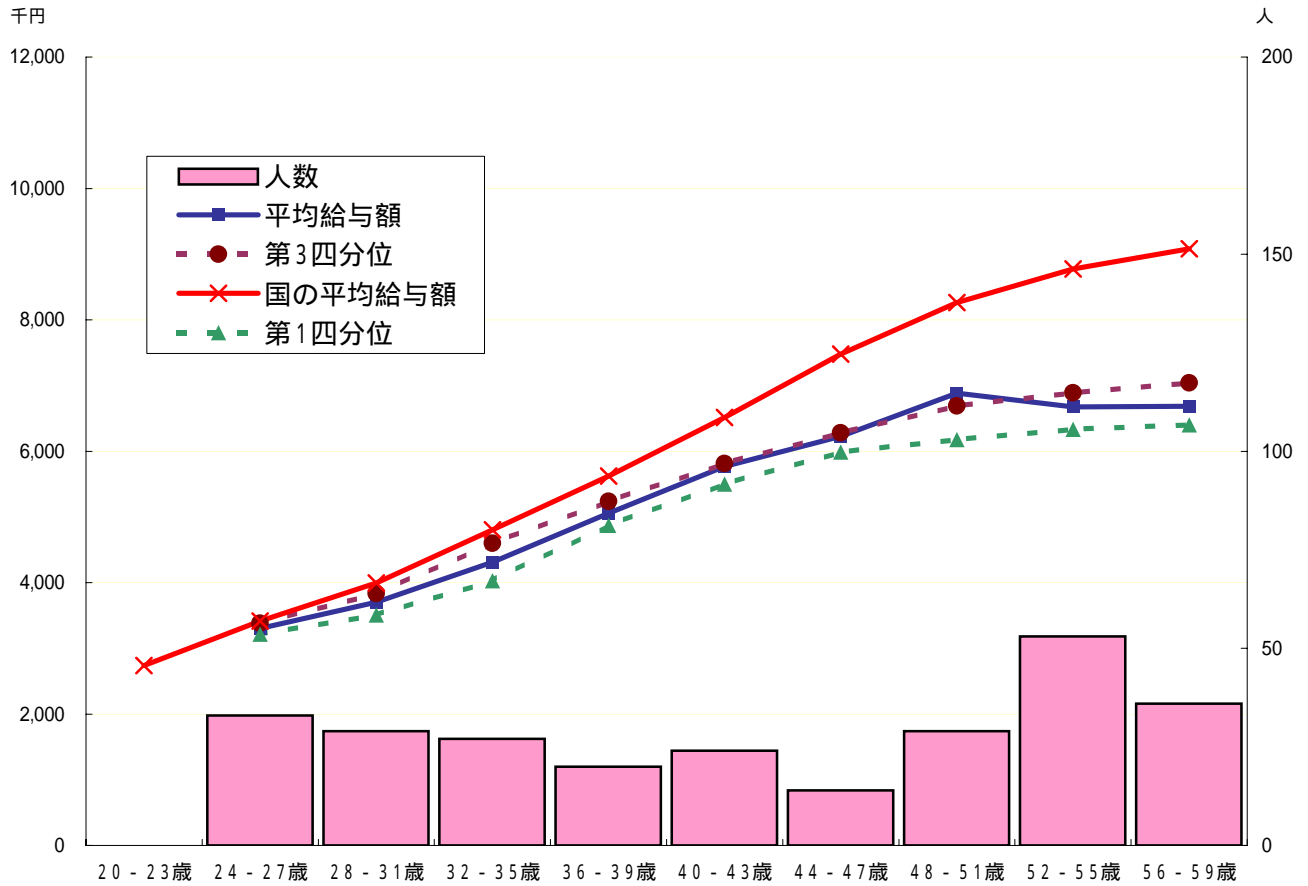
注5:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注6:常勤職員のその他医療職種及び非常勤職員の教育職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7:常勤職員の医療職種(病院医師)、在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

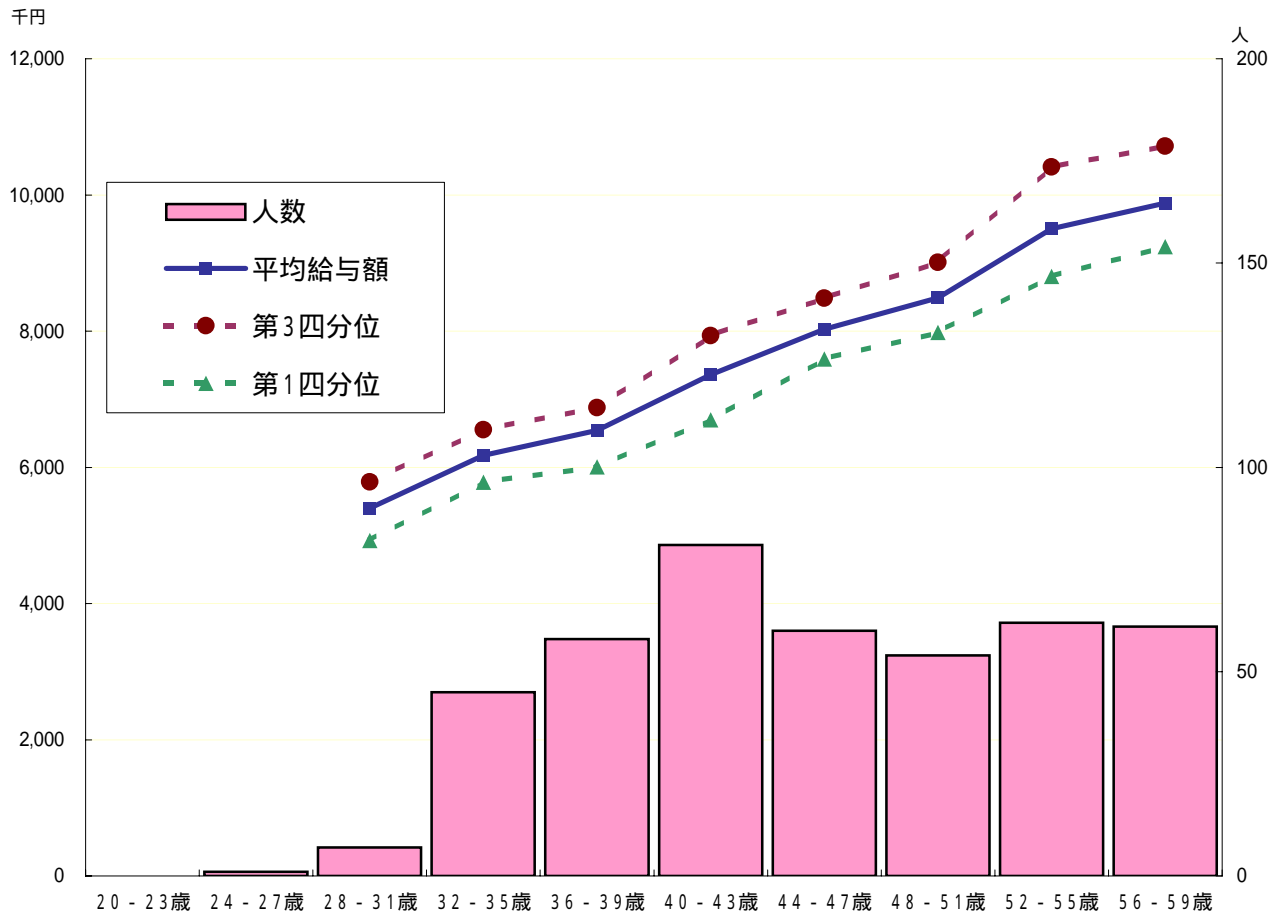
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	2	50.0	-	-	-	-	-
課長	17	54.3	7,462	8,254	7,955	8,254	8,254
課長補佐	69	54.0	6,374	6,839	6,621	6,839	6,839
係長	98	44.9	5,189	6,122	5,644	6,122	6,122
主任	7	35.6	4,029	4,698	4,478	4,698	4,698
係員	72	28.7	3,264	3,818	3,546	3,818	3,818

注1: 「部長」には「副理事」を含み、「課長」には「事務長」を含む。

注2: 部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))

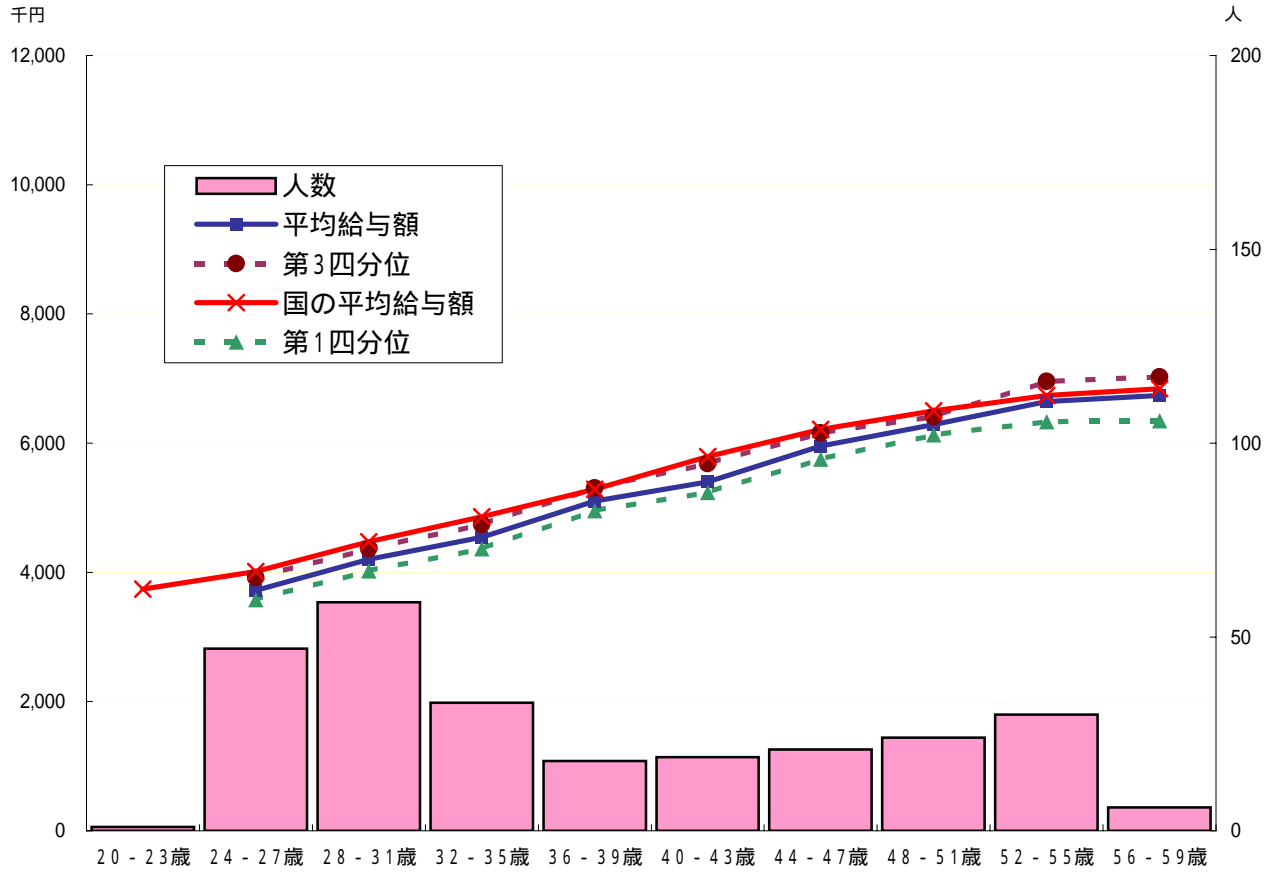


注: 年齢24-27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	152	56.3	9,551	10,256	10,958
准教授	138	47.1	7,772	8,174	8,670
講師	68	42.6	6,593	7,254	8,019
助教	118	39.9	5,883	6,258	6,664

年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))



注: 年齢20-23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1	55.5	-	-	-	-	-
副看護部長	4	53.5	-	-	7,155	-	-
看護師長	22	52.1	6,449	7,026	6,753	7,026	7,026
副看護師長	60	45.1	5,384	6,223	5,805	6,223	6,223
看護師	169	32.7	3,921	4,707	4,392	4,707	4,707
准看護師	2	53.0	-	-	-	-	-

注1: 看護部長及び准看護師の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

注2: 副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任・ 一般職員	係長・主任	課長補佐・ 係長	課長・ 課長補佐
人員 (割合)	265人	42人 (15.8%)	39人 (14.7%)	103人 (38.9%)	52人 (19.6%)	21人 (7.9%)
年齢(最高 ~最低)		56~24 歳	56~25 歳	57~33 歳	59~47 歳	59~46 歳
所定内給 与年額(最高-最低)		2,946~2,144 千円	3,494~2,474 千円	4,951~3,110 千円	5,593~4,394 千円	6,576~4,749 千円
年間給与 額(最高-最低)		3,911~2,943 千円	4,737~3,420 千円	6,821~4,326 千円	7,633~6,204 千円	8,800~6,661 千円

区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	副理事・ 部長	副理事・ 部長	別に定める	別に定める
人員 (割合)		6人 (2.3%)	2人 (0.8%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)		59~43 歳				
所定内給 与年額(最高-最低)		6,609~5,823 千円				
年間給与 額(最高-最低)		8,879~8,014 千円				

注：7級における該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	476人	該当者なし (%)	118人 (24.8%)	68人 (14.3%)	138人 (29.0%)	152人 (31.9%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)			59~27 歳	63~31 歳	64~33 歳	64~38 歳	
所定内給 与年額(最高-最低)			5,910~3,203 千円	6,330~3,710 千円	7,213~4,429 千円	9,395~5,536 千円	
年間給与 額(最高-最低)			7,947~4,327 千円	8,691~5,190 千円	9,594~6,223 千円	12,764~7,744 千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	人 258	人 2 (0.8%)	人 169 (65.5%)	人 60 (23.3%)	人 22 (8.5%)	人 4 (1.6%)	人 1 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)			59 ~ 23 歳	58 ~ 30 歳	57 ~ 46 歳	57 ~ 49 歳	
所定内給与年額(最高 ~最低)		千円	千円 4,797 ~ 2,446	千円 4,943 ~ 3,099	千円 5,419 ~ 4,205	千円 5,229 ~ 4,888	千円
年間給与額(最高 ~最低)		千円	千円 6,489 ~ 3,332	千円 6,849 ~ 4,284	千円 7,660 ~ 5,941	千円 7,413 ~ 6,920	千円

注：1級及び6級における該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.5	66.7	65.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.5	33.3	34.9
	最高～最低	49.6～32.2	42.5～29.7	46.0～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9	68.3	66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.1	31.7	33.4
	最高～最低	40.9～32.0	37.7～29.0	37.5～30.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.2	66.8	65.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8	33.2	34.9
	最高～最低	40.9～32.2	37.3～30.2	38.8～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0	68.3	66.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0	31.7	33.3
	最高～最低	40.9～31.7	37.7～28.9	39.3～30.3

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)			
	査定支給分(勤勉相当)(平均)			
	最高～最低			
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4	67.8	66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6	32.2	33.8
	最高～最低	40.9～32.3	37.7～29.3	39.3～31.1

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	82.4
対他の国立大学法人等	95.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	92.1
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	95.2
対他の国立大学法人等	98.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 82.4	
	参考	地域勘案 88.2 学歴勘案 83.1 地域・学歴勘案 88.3
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38% (国からの財政支出額 11,428百万円、支出予算の総額 30,177百万円:平成20年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、対国家公務員指数は100未満であり、給与水準は適切であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)	
講ずる措置	今後も職員の給与水準について、社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 95.2	
	参考	地域勘案 95.7 学歴勘案 94.2 地域・学歴勘案 94.2
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38% (国からの財政支出額 11,428百万円、支出予算の総額 30,177百万円:平成20年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、対国家公務員指数は100未満であり、給与水準は適切であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)	
講ずる措置	今後も職員の給与水準について、社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.5

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	9,380,954	9,620,511	239,557 (2.5)	703,068 (7.0)
退職手当支給額 (B)	929,783	1,364,902	435,119 (31.9)	362,702 (28.1)
非常勤役職員等給与 (C)	2,380,718	1,898,798	481,920 (25.4)	803,318 (50.9)
福利厚生費 (D)	1,358,646	1,286,069	72,577 (5.6)	41,934 (3.0)
最広義人件費 (A + B + C + D)	14,050,101	14,170,280	120,179 (0.8)	304,386 (2.1)

注1: 「退職手当支給額」においては、退職金相当額を運営費交付金で措置する支給額を上回る退職手当支給額を受給する者がいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における常勤教職員欄の額と一致しない。

注2: 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が2.5%減となった要因として、総人件費改革の実行計画への対応に基づく職員の採用抑制、事務・技術職員の平均給与の減額及び常勤以外の医療職員(病院収入等による雇用の増員による医療職員(常勤)の超過勤務手当の減少などが考えられる。

また「最広義人件費」の対前年度比が0.8%減となった要因としては、前年度に比べ退職者が減少したことに伴う退職手当支給額の減少が考えられる。

人件費削減の取組状況

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことを中期目標に掲げ、中期計画においては平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年度から本給表の水準を役員平均7%、職員平均5%の引き下げを始めとする給与改定を実施している。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額(千円)	10,462,016	9,682,697	9,620,511	9,380,954
人件費削減率(%)		7.4	8.0	10.3
人件費削減率(補正值)(%)		7.4	8.7	11.0

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし。